



ごみ集積所は清潔に保ちましょう



市内の集合住宅（アパート・マンションなど）において、「ごみが分別されていない」「収集日を守らず、ごみが出しっぱなしになっている」「有料袋に入っていない」など、ルールが守られていないためにごみが回収できず、ごみ集積所が汚れている場所が見受けられます。そのような状態が続くと、不法投棄などを招くおそれもあり、また、公衆衛生上の支障が生じてしまいます。

集合住宅にお住まいの方へ

ごみ・リサイクルカレンダーを確認して、ごみ出しのルールを守りましょう。

ルールが守られていないごみは、市では収集できません。一部の方の不注意が、集合住宅にお住まいの皆さんの不快な思いにつながってしまいます。

ごみが回収されず、長時間放置すると害虫や悪臭の被害が発生することもあり、近隣からの苦情にもつながります。

「収集日を確認する」「収集日の朝8時30分までに出す」「正しく分別する」ことを徹底してください。

建物所有者および管理会社の方へ

集合住宅のごみ集積所は、建物所有者または管理会社が責任を持って清掃を行ってください。

ルールが守られていないごみにより、集積所がごみで埋もれている状態が続いた場合は、市ではその状態が改善されるまでの間、収集を停止することがあります。

不法投棄に対しては、ごみボックスを設置し鍵を使用するなどの対策も有効です。

ごみ集積所を清潔に保つために、ごみ出しのルールを守るとともに、維持管理を徹底してください。

集合住宅にお住まいの方でごみの出し方が分からないとき、またはごみ集積所を管理されている建物所有者および管理会社の方でごみ集積所の維持管理にお困りのときは、ごみ対策課へご相談ください。



ルールが守られていないごみ集積所
※不法投棄されたごみも建物所有者および管理会社の責任で処分しなければなりません



ごみに関するワークショップを開催します

一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、多くの市民の皆さんの意見を伺うため、ワークショップを開催します。皆さんの身近なテーマであるごみについて一緒に考えてみませんか。



開催日時

第1回 7月25日(木)	子ども向け	午前9時～午前11時
	一般向け	午後7時～午後9時
第2回 7月28日(日)	子ども向け	午前9時～午前11時
	一般向け	午後2時～午後4時



開催場所

- 中間処理場（貫井北町1-8-25）※車でのご来場はご遠慮ください
- ▷7月24日までに、電話でごみ対策課へお申し込みください（定各30人・申込順）
- ▷筆記用具をお持ちください。また、飲み物等は各自でご用意ください
- ▷当日、保育をご希望の方は、7月22日までに、ごみ対策課までご連絡ください。別室でお子さんをお預かりします
- ▷当日、手話通訳が必要な方は、7月22日までにご連絡ください



ご参加お待ちしております！

【子ども向け】 市内在住・在学の小学校4～6年生
ゲームを通じて楽しみながらごみについて学ぶことができます。夏休みの自由研究にもおすすめです。

【一般向け】 市内在住・在勤・在学の方
グループに分かれて、ごみに関するテーマについて話し合います。
☎ごみ対策課減量推進係（☎042-387-9835 FAX042-383-6577）

新可燃ごみ処理施設について

日野市、国分寺市および小金井市の3市は、現在、可燃ごみの共同処理を行うため、令和2年4月からの新可燃ごみ処理施設本格稼働をめざし、事業を進めています。新施設周辺にお住まいの皆様をはじめとする日野市民の皆様および関係者の皆様に心より感謝申し上げます。来年4月から新施設が本格稼働することから、この間の経過を報告します。

3市は、平成26年1月に「新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を締結し、この覚書に基づき、平成27年7月に浅川清流環境組合を設立しました。同組合では、平成28年11月に事業者と契約を締結し、平成29年11月から建築工事を、平成30年12月からはプラント工事を開始しています。

今後も、本市は、30年後の次期建設場所の課題等、構成市として与えられた役割、責任を誠実に果たしてまいりますので、市民の皆さんには、引き続き、ごみの減量・資源化の推進にご協力をお願いします。

覚書の要旨

- ▷環境に十分配慮した最新鋭の施設を設置し、周辺住民にとって、安全で安心な環境を確保する。
- ▷新施設の整備および運営は、構成団体が設立する一部事務組合において行う。
- ▷新施設の稼働目標年度は、平成31年度中とする。
- ▷新施設の設置に要する費用については、構成団体が均等に負担する。
- ▷新施設の維持費については、構成団体がそれぞれ新施設において処理する可燃ごみの量に応じて負担する。
- ▷周辺環境整備に係る費用は、国分寺市および小金井市が均等に負担し、詳細については、構成団体の協議により別途定める。
- ▷新施設の稼働期間は、稼働後おおむね30年とする。引き続き構成団体が施設整備および運営する場合には、次期、新施設の設置場所は日野市の区域外を基本とする。